

告 示

埼玉県告示第六百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、荒川右岸用排水土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

職 名	氏 名	住 所
理 事	櫻 井 秋 雄	埼玉県川越市大字小中居七百七十九番地